

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>I-2-5 システムリスク管理</p> <p>(1)システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（<u>委員会設置会社</u>にあつては執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p> <p>（中略）</p> <p>II. 指定信用情報機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 行政処分を行う際の留意点</p> <p>（中略）</p> <p>II-3-2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>業務改善命令・業務停止命令の発出又は指定の取消し等の不利益処分を行おうとする場合には、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを適切に実施すること。</u></p> <p><u>また、いずれの場合においても、同法第14条に基づき、原則として、処分の理由を示さなければならないことに留意する。</u></p>	<p>I-2-5 システムリスク管理</p> <p>(1)システムリスクに対する認識等</p> <p>①～③（略）</p> <p>④ 代表取締役及び取締役（<u>指名委員会等設置会社</u>にあつては取締役及び執行役）は、システム障害発生等の危機時において、果たすべき責任やとるべき対応について具体的に定めているか。</p> <p>また、自らが指揮を執る訓練を行い、その実効性を確保しているか。</p> <p>（中略）</p> <p>II. 指定信用情報機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>（中略）</p> <p>II-3 行政処分を行う際の留意点</p> <p>（中略）</p> <p>II-3-2 行政手続法等との関係等</p> <p>(1) 行政手続法との関係</p> <p><u>行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第14条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第8条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。</u></p> <p><u>その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにす</u></p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 13 指定信用情報機関関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(2) 行政不服審査法との関係 <u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は指定を取り消す処分等をしようとする場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条に基づく審査請求ができる旨を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 <u>報告徴収命令、業務改善命令若しくは業務停止命令の発出又は指定を取り消す処分等をしようとする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(以下略)</p>	<p><u>ること等が求められることに留意する。</u></p> <p>(2) 行政不服審査法との関係 <u>不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(3) 行政事件訴訟法との関係 <u>取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を</u>書面で教示しなければならないことに留意する。</p> <p>(以下略)</p>